税証明用交付申請書(郵送用)

がど	氏名					豊田の					
必要ですか	生年月日	□明:		E 口昭 口 口西		年		月	I	=	
	現住所										
	前住所										
	証明書の種類 該当するものに○をつけてください			さい		年度・通数・その他					
何が必要ですか	所 得 証 明	1. 所得課税証明書			1	年度課税 M)令和6年度課税				通 ります。	
	納 税 証 明	1. 完納	証明								
		2. 個人市県民税				年度通					
		3. 法人市民税									
		4. 他()							
		5. 軽自動車税(車検用)				標識番号:三河・豊田					
	固定資産関係	1. 評価額証明書				□土地 □家屋 □名寄せ		年度			
		2. 登録事項閲覧									
		3. 公課証明書4. 評価額通知書 (現年のみ)				□土地 □家屋		通			
		物	口土地	(現年のか)							
		件 の	□ □ 家屋 □ 土地								
		所 在	□家屋								
		世									
	用目的 B入してください										
申請者 (申請書を提出する人) ※電話番号は昼間連絡でき る番号を記入してください		住所									
		フリガナ									
		氏名							ĒD .		
		生年月日	明大	昭 平		年	月	日			
必要な方と		電話番号									

- ※1 申請した証明書で申請者と必要な人の関係が判明しない場合は、明らかにする書類の送付をお願いします。
- ※2 申請した証明書が本人以外の場合は委任状が必要となる場合があります。
- ※3 偽りその他の不正手段により交付を受けたときは過料が課せられます。
- ※4 書類に不備・不足がある場合返信が遅くなることがあります。
- %5 「評価額通知書」は、非課税の土地及び地目変更された土地等の評価額が<u>登記のために必要な場合のみ</u>交付します。



税に関する証明を郵送で取り寄せる方法

◆申請に必要なもの

- (1) 税証明用交付申請書(郵送用)
- (2) 手数料

必ず郵便局の定額小為替(ていがくこがわせ)を必要件数分購入し同封してください。

- ※定額小為替の購入時には別途手数料がかかります。有効期限は発行日より6か月以内ですが、 換金処理の都合上、2週間程度期限に余裕のあるものでご申請ください。
- ※定額小為替に記名等は不要です。
- ※市町村によって金額が異なりますので該当の市町村役場にご確認ください。

手数料(豊田市の場合)	証明書					
200 円	所得課税証明書(使用目的によっては無料になる場合があります)					
200 円	納税証明書、評価額証明書(名寄せは1枚につき200円)、公課証明書					
150円	登録事項閲覧(名寄せは1枚につき150円)					
無料	評価額通知書、車検用納税証明書					

詳しくは関連ホームページ「税に関する証明の発行や閲覧とその手数料」をご覧ください。

(3)返信用封筒

申請者の住所(住民登録地)、氏名を記入し110円切手を貼り同封してください。ただし、 多数申請されるときは、余分に切手を入れてください。

(参考: 定形郵便 50g まで 110 円、定形外郵便 100g まで 180 円)

※速達を希望される場合は、返信封筒に赤字で「速達」と記入の上、速達料金300円分を加えた額の切手を貼ってください。

(4) 本人確認書類 本人確認できる書類(下記参照)のコピーを同封してください。

1種類でよいもの

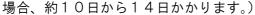
官公庁が発行した身分証明書で顔写真付きのもの

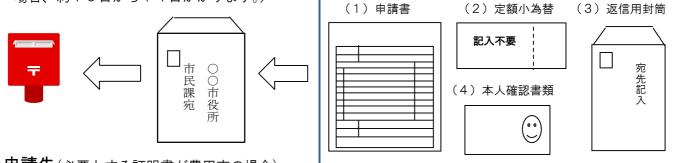
(運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど)

- 2種類必要なもの※
 - ① 健康保険証、年金手帳、年金証書、地方公共団体が発行した医療受給者証など
 - ② その他本人であることを確認できる書類、国又は地方公共団体の機関が発行した 資格証明書 (顔写真付) など
 - ※上記①の書類が2つ、または①②の書類を各1つずつ必要です。
 - ※必要に応じ、電話での聞き取りにより確認させていただくことがあります。

◆交付期間

配達日数や役所での処理に時間がかかりますので、余裕を持って申請してください。(普通郵便の





◆申請先(必要とする証明書が豊田市の場合)

〒471-8516(市民課専用) 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所 市民課 TEL0565-34-6625(市民課直通)